

弊社が所属する電気事業連合会が提出する回答文書とは別に、弊社関係会社からの意見等を踏まえ次のとおり提出します。

(質問 1)

I 財務諸表作成者

(質問 2)

I **IFRS 第 15 号**を出発点とすることについては異論ありませんが、我が国の取引慣行を充分斟酌するとともに、税務上の取扱いも含めた現行の会計実務を尊重した検討をお願いしたいと考えます。

(質問 3)

[総論]

I 大小様々かつ多岐に亘る内容の顧客との契約全てについて、**IFRS 第 15 号**の各規定を厳密にあてはめる作業は極めて煩雑で、税務調整やシステム改修を含め対応に要するコストは企業にとり極めて負担が大きいと考えます。

I さらに、連結財務諸表を作成する親会社はともかくも、一般に子会社では経理要員が少なく、見積り要素が多い **IFRS 第 15 号**の複雑な規定を全ての契約に当てはめて会計処理の判断を行うといった、これ以上の業務負荷を受け入れることは難しく、現実には実務上対応が可能か危惧します。

I 新しい収益認識基準の骨子が **IFRS 第 15 号**に準拠することとなること自体を否定するものではありませんが、まずは実務に受け入れられることを第一義とし、企業側の負担を極力軽減し受け入れやすいものとするために、例えば以下の方策の検討をお願いします。

- ・各企業に応じた重要性基準の設定を認め、簡便処理が許容されることを明確にすること
- ・基準の個別財務諸表への適用を任意とすること

I なお、意見募集文書に記載された、17 論点の「予備的に識別した適用上の課題」および「影響を受けると考えられる取引例」の内容は適切と考えますが、以下その他の意見を追記します。

[論点 6 について]

I 期待値法により変動対価の金額を見積もる場合、発生し得る全てのケース及びそのケースごとの発生確率を想定することは困難であるため、実務の参考となるようなガイドラインの充実を図っていただきたいと考えます。

[論点 9 について]

I 継続的で業務量の変動する役務提供契約等で、事務の都合上、月末日以外を締切日として 1 ヶ月分の業務量を測定し当月の収益に計上する場合があります。**IFRS 第 15 号**では、締切日翌日から月末までの業務量を見積もって収益計上することとなる可能性があるため、事務が非常に煩雑となります。

I 工事業等において、**IFRS 第 15 号**では短期少額の工事についても工事進行基準を適用することとなる可能性があるため、多数の工事を受注している場合経理担当箇所においてのみならず、工事実施箇所も含め、極めて事務処理が煩雑となり、経理要員の増やシステムの拡充によるコスト負担が必要であり、対応困難と考えます。

[論点 10 について]

I 割賦販売契約について、回収基準・回収期限到来基準により収益計上している場合がありますが、**IFRS 第 15 号**では販売基準で収益計上することとなる可能性があり、経理指標や業績評価、税務上の取扱い

にも影響が生じるとともに、経理処理のプロセスにも変更が生じることとなります。

[論点1 1について]

- 1 プリペイドカードを発行した場合、現行では税務上の取扱いに沿って発行時に売上計上することが広く行われていると考えられます。**IFRS 第 15 号**に照らして顧客が費消した時点で収益認識することになると、会計処理が非常に煩雑となり、大幅なシステム対応や根本的な業務処理方法の見直しが必要となります。

[論点1 3について]

- 1 **IFRS 第 15 号**により、収益の表示が総額から純額へ変更することとなった場合、会計処理の変更と共に経営指標の見直しも必要となるため、財務会計・管理会計ともシステムの大幅な改修が必要となる可能性があります。

[論点1 6について]

- 1 財またはサービスの移転期間が明らかでない場合、資産化された契約獲得の増分コストの償却期間を決定することが極めて困難と考えます。また、資産化された契約獲得の増分コストを顧客ごとに管理するとなると、事務処理が極めて煩雑となります。

(質問4)

—

(質問5)

[注記全般について]

- 1 収益全体に占める割合が乏しい財またはサービスについてまで、**IFRS 第 15 号**に定めるような詳細な注記を行ったとしても、真に財務諸表利用者の便益となるのか疑問が残ります。
- 1 また、少額の契約を含め、全ての契約につき注記のため情報を収集することは、特に少人数で経理業務を行っている企業にとり相当の負担であり、網羅性の担保も課題となります。
- 1 以上を勘案し、個別財務諸表への適用は任意とするものとし、さらに連結財務諸表においても連結ベースの収益全体に占める割合が高い財またはサービスについてのみ注記することを検討いただきたいと考えます。

[特に懸念がある注記事項について]

「契約残高」および「報告期間末現在で未充足の履行義務に配分した取引価格の総額」

- 1 会計数値ではないため、会計システムによりデータを収集できず、手作業での収集となるため、事務負担が甚大となります。
- 1 仮に、システムによりデータ収集するとしても、顧客との契約の全てをシステム管理するための抜本的な業務プロセスの変更およびシステムの開発が必要であり、実際には極めて実現困難と考えます。

「収益の分解」

- 1 種類が多岐に亘る多数の契約を整理分類することは、経理担当箇所のみならず取引実施箇所も含め、極めて負担が大きく対応困難と考えます。

「契約コストから認識した資産」

- 1 契約獲得に要した費用の推定につながり、一般に事業戦略上不利益を生じる可能性が予測されます。

(質問6)

- 1 大小様々な企業における大小様々な契約の全てについて、**IFRS 第 15 号**の規定を忠実に当てはめたとして、財務諸表利用者の意思決定に影響を与えるような、財務諸表作成コストを上回る便益が得られるのか、慎重な検討をお願いします。
- 1 また、我が国で新しい収益認識基準が適用されることとなった際、単に基準に明文化されていないという理由で、企業の判断による簡便的な取扱いが監査等において否定されることがないかを懸念しま

す。

- Ⅰ そのため、欧州や米国等における **IFRS 第 15 号 (Topic606)** の先行適用事例（中小規模の会社や非上場会社を含む）踏まえて、欧州や米国等の実務が基準をどの程度厳密に適用しているかを見極めたうえで、実務に沿った形での我が国の収益認識基準を検討していただきたいと考えます。
- Ⅰ 基準の記載内容が **IFRS 第 15 号** と同等となるとしても、現行実務に十分配慮し、我が国が欧州等に比して過度に厳密な適用を行うことがないよう、基準の運用面において海外とのバランスに留意をお願いします。
- Ⅰ なお、我が国では、業務内容が契約書上は曖昧に記載され、後の協議により決定されるケースが少なからず存在するものと思われませんが、**IFRS 第 15 号** での見積りの多用も相俟って、我が国特有の課題が生じないか併せて確認をお願いします。

以 上